

岐阜県福祉サービス第三者評価事業評価結果表

平成 30 年 3 月 27 日改正
(平成 30 年 4 月 1 日適用)

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 岐阜後見センター

②施設・事業所情報

名称：岐阜市立第三恵光	種別：障害者支援施設	
代表者氏名：高橋 万規子	定員（利用人数）： 40 名	
所在地：岐阜市西島町4番24号		
TEL：058-231-2455	ホームページ：www.city.gifu.lg.jp/10897.htm	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 平成24年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：岐阜市		
職員数	常勤職員： 15 名	非常勤職員 7 名
専門職員	（専門職の名称） 名	
	管理者 1 名（第二恵光と兼務）	管理栄養士 1 名
	サービス管理責任者 1 名	医師 1 名（嘱託医）
	生活支援員 18 名	事務員 1 名（第二恵光と兼務）
	看護師 1 名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	3人部屋 22室	食堂1、浴室2、相談室1、医務室1、洗面所3、トイレ8

③理念・基本方針（※転載）

理念

- 1 安心安全な暮らしの保障
- 2 サービスの透明化
- 3 利用者の意思の尊重
- 4 支援の質の向上

基本方針

- 1 快適で安全な居住空間を作るように努めます。
- 2 利用者の心身の状態に気を配り、医療機関と連携したきめの細かいサービスを提供します。
- 3 利用者の思いを汲み取るように努力し、自分の思いを押し付けません。
- 4 利用者と良好な関係を築き、利用者が自分の気持ちを表しやすいようにします。
- 5 利用者のニーズに沿った個別支援計画を提供します。
- 6 実習生やボランティアを多く受け入れ、利用者に対し、誰にでも説明のできる支援をし

ます。

7 いかなる差別や偏見、体罰を許しません。常に利用者の人権を守ります。

8 研修により、支援の質を高めるように努めます。

④施設・事業所の特徴的な取組（※評価機関において記入）

・自治体直営の公立施設であり、同じ建物内に第二恵光、ワークス恵光があり、隣接する敷地にケアホーム恵光があるので、連携関係を活かした4事業所の合同行事の実施等、利用者の交流に取り組んでいる。

・社会資源が豊富な場所に立地しているため、戸外活動がしやすく、便利であり地域とのつながりも深い。地域交流会等の行事に地元の人々や地域のボランティアを招く等、施設活動について住民への啓発・広報に取り組んでいる。

・利用者の意向を反映させた小グループ活動の実施に取り組んでいる。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成30年8月1日（契約日）～ 平成31年3月5日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	5回（平成27年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

<利用者の健康管理が行き届いている。>

看護師を配置し、健康管理・服薬管理援助マニュアルを整備し、毎日、利用者のバイタルチェックを実施している。また、定期的に体重測定を実施し、医療的リスクのある利用者については、その都度血圧測定、酸素濃度測定を実施する等、継続的なフォローに取り組んでいる。また、医療機関との連携強化に努めている。

<利用者の意思を尊重している。>

利用者主体の視点に立ち、利用者の意思を尊重するべく、小グループ活動を重視した戸外活動を実施しており、一日バス旅行についても選択肢を用意し、利用者が自ら選び決定できるよう、意思決定支援に重点を置いた支援に取り組んでいる。

<市街地にある施設として地域とのつながりが深い。>

近隣には、喫茶店、大型ショッピングセンター、飲食店等様々な社会資源があり、散歩しながら利用することができる。また近隣の小学校で作った枝豆をもらったり、年度末の「激励会」には、地元の飲食店を利用する等、地域交流の促進に努めるとともに、地域の方々に障害者福祉や施設活動についての広報や啓発に取り組んでいる。

◇改善を求められる点

<リハビリ専門職の指導の下に機能訓練計画の作成に向けた取り組みに期待したい。>

利用者の高齢化に伴い、さらなるフィジカリティの低下も予想されるので、理学療法士、作

業療法士等のリハビリ専門職の指導の下、利用者個別の機能訓練・生活訓練計画を立て、より専門的な機能訓練の実施について今後とも、検討に向けた取り組みに期待したい。

<利用者のプライバシー保護>

個室化等のプライバシー保護については施設のハード面の現状から一定の限界があるが、今後とも引き続き、利用者のプライバシー保護に配慮した居室の環境整備について工夫に向けた取り組みに期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

利用者の高齢化に伴う心身の状態は、残念ながら年々低下しており、このままでは今後さらに進んでいくことは明らかである。当事業所にとって、第一に取り組むべき課題である。専門的な視点から、個々の利用者の機能維持・強化につながる取り組みを積極的に進めることが急務であり、障がい者支援施設として求められている姿である。

また、利用者の居住空間については、現在多床室であり、プライバシー保護や、障がい特性への配慮の点でも問題がある。

ご指摘をいただいた点をしっかりと受け止め、24時間365日安心して過ごしていただける事業所として、少しでも改善できるよう不断の努力を惜しまない所存である。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。